可搬形発電機整備技術者資格制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、可搬形発電機整備技術者(以下、可発整備技術者という)の資格を定めるとともに、本資格にかかる講習及び試験並びに登録等について定め、可搬形発電機(以下、可発という)の性能維持及び保全管理業務の充実を図る等の自主管理体制の確立を期するため、その保守点検、整備管理の業務に関し、統一した技能向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- **第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。
 - 一 可搬形発電機 移動電源で機械器具に電気を供給するための低圧発電設備で、運転に 必要な付属装置を共通台床上に備え、随時移動して使用できるものをいう。
 - 二 可搬形発電機整備技術者 一般社団法人日本建設機械レンタル協会(以下、本協会という)が実施する可発整備技術者資格試験(以下、試験という)に合格し、第9条(資格証等の交付)第1項に規定する可発整備技術者資格登録名簿(以下、資格登録名簿という)に登録された者をいう。
 - 三 会員 一般社団法人日本建設機械レンタル協会定款第3章に定める正会員又は賛助会員として入会した個人又は団体に属する者をいう。会員以外は非会員という。

(講習及び試験)

第3条 可発整備技術者の資格を取得しようとする者は、本協会が行う講習及び試験を受けなければならない。

(受講及び受験資格)

第4条 前条に定める講習及び試験を受けようとする者の受験資格は、別に定める規程細則によるものとし、かつ、試験の受験資格にあっては本協会が実施する講習の受講を修了した者とする。

(講習の受講及び試験の受験)

- **第5条** 第3条 (講習及び試験)の申請があったときは、別に定める規定細則により受講受験するものとする。
- 2 講習の受講に当たっては e ラーニングによる講習の受講、試験の受験に当たっては会場型 CBT 試験による受験とする。

(講習)

- 第6条 講習は可搬形発電機の原動機、発電機の整備、維持管理、及び運用の諸関係法令等 について e ラーニングによる講習を受講するものとする。
- 2 講習の修了は、学科ごとにそれぞれ合格し、かつ全学科を修了しなければならない。
- 3 講習の内容、合格基準等は別に定める規定細則によるものとする。

(試験)

- 第7条 試験の受験資格は、前条2項のeラーニングによる講習の受講を修了した者とする。
- 2 試験は、可発の安全性を確保し、機能整備維持に必要な知識と技能について、本協会の 定める試験要領に基づき、会場型 CBT 試験にて実施されるものとする。
- 3 試験の内容、運用基準等は別に定める規定細則によるものとする。

(試験結果)

- 第8条 前条の試験において、別に定める規程細則にある正答率を得た受験者を合格とする。
- 2 前項の試験結果は、会場型 CBT 試験の受験終了後直ちに合否を当該受験者に通知する。

(資格証等の交付)

- **第9条** 本協会会長(以下、会長という)は、前条の試験に合格した者に対し、可発整備技 術者の資格を付与するとともに、本協会備付の資格者名簿に登録するものとする。
- 2 前項の資格の付与は、携帯可能な可発整備技術者資格証(以下、資格証という)を交付することにより行う。
- 3 資格証とは別に、可発整備技術者である事を掲示できる合格証を併せて発行するものと する。

(資格証の有効期限)

第10条 資格証の有効期限は、資格証の交付の日から起算して5年後の応当日の前日まで とする。

(資格の更新)

- **第11条** 資格の更新を受けようとする者は、当該資格の有効期限満了までに本協会が実施する更新講習を受講し、適正に修了しなければならない。
- 2 会長は、前項の講習の修了者に対し、新たに5年間有効の資格証を交付する。
- 3 資格更新のための更新講習を受講しない場合、更新前の有効期限の満了をもって資格は 失効する。

(資格証の再交付)

第12条 資格証を汚損若しくは紛失し、再交付を受けようとする者は、別に定める様式 4 により、資格証の再交付を受けることができる。

(資格の取り消し)

- **第13条** 会長は、可発整備技術者が次のいずれかに該当する場合は、該当者に対してその 資格登録を取り消し、資格証の返納を命ずることができる。
 - 1 本協会の名誉を毀損し、又は資格の趣旨に反する行為をした場合
 - 2 虚偽又は不正の事実に基づいて受講・受験申請し、資格の登録若しくは資格証の交付 を受けた場合

(資格証の記載事項の変更)

第14条 資格証の申告内容に変更が生じた場合は、別に定める規程細則により、変更内容の申告をしなければならない。

(手数料)

- 第15条 第3条 (講習及び試験)、第11条 (資格の更新)及び第12条 (資格証の再交付) に定める事項については、別に定める規程細則により、手数料を本協会に納付しなければならない。
- 2 会員区分の判断は、本協会が行う講習及び試験の受講及び受験の申請時に所属する個人 又は団体の会員資格の有無により行う。

(秘密保持義務)

第16条 本協会の可発部会、各分科会の委員、本協会の役職員その他本資格制度の実施事務に関与している者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏示してはならない。

(細則)

第17条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める規程細則による。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、可発部会が教育研修委員会に諮問をなし、本協会理事会の議 を経て会長が行う。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。